

令和 8 年度国東市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施募集要項

1. 目的

本市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

本要項は、令和 8 年度の事業の実施に際して、実施事業者の選定等について必要な事項を定めるものです。

2. 募集事業者(実施施設)

国東市内において、次に掲げる施設等を対象とします。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）
- (4) 認可外保育施設（企業主導型保育事業所を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
- (5) 地域子育て支援拠点
- (6) 児童発達支援センター
- (7) その他市長が適当と認める施設

3. 事業内容

(1) 利用対象となるこども

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業、企業主導型保育事業に通園していない、0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）を対象とします。
- ・企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこども(利用日時点を基準とする。)は対象とします。

(2) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）、地域子育て支援拠点等

(3) 利用方法

令和 8 年度においては、こども一人当たり月 10 時間の利用を限度とし、時間単位で実施する予定です(国から利用限度について新しい詳細が示された場合は、個別に相談に応じます)

4. 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

① 一般型（在園児混同）

保育所等の定員と関わりなく、在園児と合同で受入を行います。

② 一般型（専用室独立実施）

保育所等の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入を行います。

③ 余裕活用型

保育所等の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入を行います。

ただし、余裕活用型は、「2 募集事業者（実施施設）」のうち、（１）、（２）、（３）に掲げる施設のみ実施可能です。

5. 施設基準・職員配置について

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）」に定める設備、保育の内容、職員の配置に係る基準を満たす必要があります。

実施方法ごとの施設基準・職員配置について

実施方法	施設基準	職員配置
一般型	（０歳児・１歳児） 乳児室又はほふく室：3.3㎡／人 （２歳児） 保育室又は遊戯室：1.98㎡／人 その他 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第 21 条を参照	（０歳児） 3 人につき 1 人 （１・２歳児） 6 人につき 1 人 上記の配置基準により求めた職員数のうち保育士を 1／2 以上とすること。 当該保育従事者の数は 2 名を下回ることはできないこと。 ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 名とすることができるこ

		と。※
余裕活用型	施設類型ごとに定める基準条例による。	施設ごとの配置基準により、在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数

6. 利用料

標準 300 円程度（1 時間あたり）で各事業所で設定していただきます。

この利用料と給付が事業所の収入となります。

なお、給付として「子どものための教育・保育給付交付金」と「乳児等のための支援給付交付金」それぞれが別々に給付されることになる予定です。

詳細は、現時点で国から示されていないため、未定です。

7. 実施に関する基本的事項、留意事項等

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」のとおり。

8. 認可等について

「令和 7 年 2 月 26 日付こ成保発第 1 5 4 号乳児等通園支援事業の認可等について」のとおり。

※社会福祉法人の場合は、乳児等通園支援事業の認可後乳児等通園支援事業の実施を定款に記載する必要があります。

9. 事業開始時期

令和 8 年 4 月 1 日

10. 確認の手続き

運営予定者は、給付を受けるために「確認」申請が必要となりますが、現時点で国の関係法令が改正されていないため、認可後にご案内します。

11. 事業の周知

事業の周知は、実施施設がホームページや SNS 等において行う（在園児保護者への周知を含む）。市においても、国東市ホームページや SNS 等で周知するものとする。

12. 留意事項

- ① 保育中に事故が生じた場合には、国東市に速やかに報告すること。
- ② 利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。

特に要支援家庭等の児童の利用については、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

③ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

④ 給食等の提供については、事業所の判断とし、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

⑤ 実施施設は、当該事業に関する資料は、事業実施後 5 年間保存すること。

⑥ 実施施設は、対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

⑦ 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

1 3. 実施スケジュール

①募集期間

ア 認可申請に係る事前協議確認（意向等）の連絡・・・10 月 31 日（金）

イ 認可申請に係る添付書類（事前協議分）・・・11 月 14 日（金）

ウ 認可申請に係る提出書類・・・11 月 29 日（金）

②事業者決定

令和 8 年 1 月頃

③事業開始

令和 8 年 4 月以降

1 4. 応募方法

・下記記載の問合せ先まで電話及びメールでお問合せください。必要書類様式を送付いたします。

・事前協議が必要となりますので、事業実施を検討されている方はお早めのお問合せをお願いいたします。

1 5. 担当課

国東市国東町鶴川 1 4 9 番地

国東市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話：0978-72-5114

Mail：kosodate@city.kunisaki.lg.jp